



任期付職員の採用等に関する条例をここに公布する。

平成14年7月11日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第31号

任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第5条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定により、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第3条 任命権者は、法第5条第1項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この条及び次条において「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 俸	給料月額
	円
1	418,000
2	472,000
3	531,000
4	605,000
5	691,000
6	807,000
7	943,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号俸を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号俸により難いときは、前2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第3条第1項の規定により任期を定めて採用された一般職に属する国家公務員の例により、その給料月額を定めることができる。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号俸の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与に関する条例の適用除外等)

第5条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号。次項において「一般職員給与条例」という。）第6条から第8条の2まで、第9条、第12条、第12条の2、第3章、第3章の3、第3章の4及び第7章の2の規定、長野県学校職員

の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号。第3項において「学校職員給与条例」という。）第5条、第7条、第8条、第11条、第11条の2、第12条、第16条、第16条の2、第19条から第22条まで及び第27条の5の規定、長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号。第4項において「警察職員給与条例」という。）第6条から第8条の2まで、第9条、第12条、第13条及び第15条から第18条までの規定並びに企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号。第5項において「企業職員給与条例」という。）第4条から第6条の2まで及び第16条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第4条第1項、第31条の2第1項及び第45条の2第1項の規定の適用については、一般職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号。第31条の2第1項において「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、一般職員給与条例第31条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員（第45条の2第1項において「特定任期付職員」という。）である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、一般職員給与条例第45条の2第1項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員である職員」とする。
- 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第4条の規定」と、同条第2項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」とする。
- 4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第4条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第4条の規定」と、同条第2項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」とする。
- 5 特定任期付職員に対する企業職員給与条例第14条の2及び第23条第1項の規定の適用については、企業職員給与条例第14条の2中「職員に」とあるのは「職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第4条第1項に規定する特定任期付職員（第23条第1項において「特定任期付職員」という。）である職員に」と、第23条第1項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員である職員」とする。

（実施規定）

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第5項中「職員」の次に「(任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。次項及び附則第7項において同じ。)」を加える。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

- 3 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中「職員」の次に「(任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。)」を加える。

人 事 課

長野県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年7月11日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第32号

長野県県税条例等の一部を改正する条例

(長野県県税条例の一部改正)

- 第1条 長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第40条の9第10項を同条第11項とし、同条第9項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「第5項各号」を「第6項各号」に、「第5項の」を「第6項の」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「第10項」を「第11項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項」を「第1項第2号から第4号まで」に、「同項各号」を「同項第2号から第4号まで」に、「同項の」を「同項第2号から第4号までの」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次

に次の1項を加える。

- 4 共同住宅等以外の住宅の新築がされたことにより第1項第1号の規定の適用がある場合において、当該住宅の新築をした者が当該住宅の新築後1年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築したときは、これらの前後の住宅の建築をもって一戸の住宅の新築とみなし、その新築が同号に規定する期間内にあったものとみなして同号の規定を適用する。

第40条の12の2第2項中「第40条の9第10項、」を「第40条の9第11項、」に改め、

同項の表中 「第40条の9第10項」 を 「第40条の9第11項」 に改める。

第40条の12の4の見出し中「市街地再開発組合」を「市街地再開発組合等」に改め、同条第1項中「市街地再開発事業」を「都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業（以下この条において「第一種市街地再開発事業」という。）」に改め、同条第2項前段中「組合が」の次に「第一種市街地再開発事業の施行に伴い」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第2項、第4項及び第6項から第8項まで中「当該取得の日から2年」とあり、及び「設定の日から2年」とあるのは「敷地の取得にあつては当該取得の日から3年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から6月」と、「譲渡担保権者」とあるのは「組合」と、「当該譲渡担保財産」とあるのは「当該不動産」と、「譲渡担保財産の設定者（設定者が更迭した場合における新設定者）」とあるのは「当該組合の組合員（参加組合員）」と、「譲渡担保財産の種類」とあるのは「不動産の種類」と、「譲渡担保財産の取得（設定）年月日」とあるのは「不動産の取得年月日」と、「譲渡担保財産の移転（消滅）年月日」とあるのは「不動産の組合員に移転した年月日」と、「譲渡担保財産の設定者の」とあるのは「当該組合の組合員の」と、「に譲渡担保財産」とあるのは「に不動産」と、「譲渡担保財産の設定者に」とあるのは「当該組合の組合員に」と、「譲渡担保財産の担保債権消滅予定年月日」とあるのは「不動産の組合員に移転する予定年月日」と読み替えるものとする。

第40条の12の4に次の6項を加える。

- 3 地方事務所長は、都市再開発法第50条の2第3項に規定する再開発会社（以下この条において「再開発会社」という。）が、第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から敷地の取得にあつては3年、施設建築物の取得にあつては6月以内に同法第73条第1項第2号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

- 4 前条第2項から第8項までの規定は、再開発会社が第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第2項、第4項及び第6項から第8項まで中「当該取得の日から2年」とあり、及び「設定の日から2年」とあるのは「敷地の取得にあつては当該取得の日から3年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から6月」と、「譲渡担保権者」とあるのは「再開発会社」と、「当該譲渡担保財産」とあるのは「当該不動産」と、「譲渡担保財産の設定者（設定者が更迭した場合における新設定者を除く。以下本条において同じ。）」とあるのは「都市再開発法第73条第1項第2号に掲げる者」と、「譲渡担保財産の種類」とあるのは「不動産の種類」と、「譲渡担保財産の取得（設定）年月日」とあるのは「不動産の取得年月日」と、「譲渡担保財産の移転（消滅）年月日」とあるのは「不動産の都市再開発法第73条第1項第2号に掲げる者に移転した年月日」と、「譲渡担保財産の設定者の」とあるのは「都市再開発法第73条第1項第2号に掲げる者の」と、「に譲渡担保財産」とあるのは「に不動産」と、「譲渡担保財産の設定者に」とあるのは「都市再開発法第73条第1項第2号に掲げる者に」と、「譲渡担保財産の担保債権消滅予定年月日」とあるのは「不動産の都市再開発法第73条第1項第2号に掲げる者に移転する予定年月日」と読み替えるものとする。
- 5 地方事務所長は、再開発会社が、都市再開発法第2条第1号に規定する第二種市街地再開発事業（以下この条において「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い施設建築物（同法第118条の7第1項第3号の建築施設の部分を除く。以下この項及び次項において同じ。）の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、同法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があつた日から6月以内に同法第118条の7第1項第2号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。
- 6 前条第2項から第8項までの規定は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第2項、第4項及び第6項から第8項まで中「当該取得の日から2年以内」とあるのは「都市再開発法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで」と、「譲渡担保権者」とあるのは「再開発会社」と、「当該譲渡担保財産」とあるのは「当該不動産」と、「設定の日から2年」とあるのは「都市再開発法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があつた日から6月」と、「譲渡担保財産の設定者（設定者が更迭した場合における新設定者を除く。以下本条において同じ。）」とあるのは「都市再開発法第118条の7第1項第2号に掲げる者」

と、「譲渡担保財産の種類」とあるのは「不動産の種類」と、「譲渡担保財産の取得(設定)年月日」とあるのは「不動産の取得年月日」と、「譲渡担保財産の移転(消滅)年月日」とあるのは「不動産の都市再開発法第118条の7第1項第2号に掲げる者に移転した年月日」と、「譲渡担保財産の設定者の」とあるのは「都市再開発法第118条の7第1項第2号に掲げる者の」と、「に譲渡担保財産」とあるのは「に不動産」と、「譲渡担保財産の設定者に」とあるのは「都市再開発法第118条の7第1項第2号に掲げる者に」と、「譲渡担保財産の担保債権消滅予定年月日」とあるのは「不動産の都市再開発法第118条の7第1項第2号に掲げる者に移転する予定年月日」と読み替えるものとする。

7 地方事務所長は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法第118条の7第1項第3号の建築施設の部分(以下この項及び次項において「建築施設の部分」という。)を取得した場合において同法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第2条第4号に規定する公共施設(以下この項及び次項において「公共施設」という。)の用に供する不動産を取得した場合において同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国、地方公共団体その他施行令第39条の4の2で定める者が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

8 前条第2項から第8項までの規定は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分を取得した場合又は公共施設の用に供する不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第2項、第4項及び第6項から第8項まで中「当該取得の日から2年以内」とあるのは「建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があつた日の翌日まで」と、「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該再開発会社」と、「に当該譲渡担保財産」とあるのは「に、当該不動産」と、「設定の日から2年以内に譲渡担保権者」とあるのは「、建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があつた日の翌日に、再開発会社」と、「譲渡担保財産の設定者(設定者が更迭した場合における新設定者を除く。以下本条において同じ。）」とあるのは「、建築施設の部分の取得にあつては同法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者

に、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては国、地方公共団体その他施行令第39条の4の2で定める者」と、「譲渡担保財産の種類」とあるのは「不動産の種類」と、「譲渡担保財産の取得(設定)年月日」とあるのは「不動産の取得年月日」と、「譲渡担保財産の移転(消滅)年月日」とあるのは「建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者に、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては国、地方公共団体その他施行令第39条の4の2で定める者に移転した年月日」と、「譲渡担保財産の設定者の住所氏名」とあるのは「建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者の住所氏名、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては国、地方公共団体その他施行令第39条の4の2で定める者の名称」と、「に譲渡担保財産」とあるのは「に不動産」と、「及び当該譲渡担保財産」とあるのは「及び当該不動産」と、「譲渡担保財産の設定者に」とあるのは「、建築施設の部分の取得にあつては同法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者に、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては国、地方公共団体その他施行令第39条の4の2で定める者に」と、「譲渡担保財産の担保債権消滅予定年月日」とあるのは「建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者に、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては国、地方公共団体その他施行令第39条の4の2で定める者に移転する予定年月日」と読み替えるものとする。

第91条第2項中「第364条第3項」を「第364条第5項」に改める。

第145条中「(低工地区に含まれる区域を除く。)」を削る。

附則第11条の2第1項中「第37条の10第1項」を「第37条の10第3項」に、「に係る譲渡所得等(以下第4項まで)を「(以下この項及び次項において「株式等」という。)の譲渡(証券取引法第2条第17項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項、次項及び第6項並びに次条第1項及び第2項において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(租税特別措置法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。第3項及び第4項)に改め、「を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等」を削り、「に係る譲渡所得等の金額として」を「の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として」に、「この条」を「この項、次項及び第6項並びに次条第1項及び第2項」に改め、同条第2項中「当該株式等に係る譲渡所得等の基因となる」を削り、「租税特別措置法第37条の10第2項」を「法附則第35条の2第2項」に、「株式の」を「株式等の」に改め、同条第6項中「平成15年3月31日」を「平成17年12月31日」に、「上場株式等の譲渡を」を「上場特定株式等の譲渡を」に、「上場株式等が」を「上場特定株式等が」に、「長期所有上場株式等」を「長期所有上場特定株式等」に、「第18条第3項」を「第18条第4項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第11条の2の2 所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等（以下この項及び次項において「上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして施行令附則第18条の2第1項に規定するものを含む。以下この項及び次項において同じ。）のうち同法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡（次項の規定の適用を受けるものを除く。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第1項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第18条の2第2項から第4項までに規定するところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第5項の規定により読み替えられた同条第7項の規定により準用する第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.6に相当する額とする。

2 平成16年度から平成18年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合において、当該上場株式等が同条第2項に規定する長期所有上場株式等（以下この項において「長期所有上場株式等」という。）であるときは、当該長期所有上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第1項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該長期所有上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第18条の2第5項から第7項までに規定するところにより計算した金額（以下この項及び第4項において「長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、長期所有上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第5項の規定により読み替えられた同条第7項の規定により準用する第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1に相当する額とする。

3 附則第10条の2第2項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第11条の2の2第2項」と、「譲渡所得の明細に関する事項」とあるのは「規定の適用を受けようとする旨」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定の適用を受ける長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第2項の規定は、適用しない。

5 第1項又は第2項の規定の適用がある場合における前条第7項の規定の適用については、同項中「附則第11条の2第1項」とあるのは、「附則第11条の2第1項(附則第11条の2の2第1項又は第2項の規定により適用される場合を含む。)」とする。

附則第15条第3項中「第40条の9第10項(」を「第40条の9第11項(」に改め、

同項の表中「第40条の9第10項」を「第40条の9第11項」に改める。

附則第16条第2項中「第40条の9第10項(」を「第40条の9第11項(」に改め、同

項の表中「第40条の9第10項」を「第40条の9第11項」に改め、同条第4項

中「第40条の9第10項(」を「第40条の9第11項(」に改め、同項の表中

「第40条の9第10項」を「第40条の9第11項」に改め、同条第6項中「第40

条の9第10項(」を「第40条の9第11項(」に改め、同項の表中

「第40条の9第10項」を「第40条の9第11項」に改め、同条第8項中「第40

条の9第10項(」を「第40条の9第11項(」に改め、同項の表中

「第40条の9第10項」を「第40条の9第11項」に改める。

附則第22条の次に次の1条を加える。

(課税免除に係る特例)

第23条 第143条第1号に規定する低工地区において、平成14年4月1日から当該地区の指定の日以後40年を経過する日までの間に新設し、又は増設した第144条第1項に規定する対象設備に係る同条の規定の適用については、同条第2項中「租税特別措置法」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成14年法律第15号)附則第7条第7項又は附則第23条第10項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の租税特別措置法」とする。

(長野県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長野県県税条例の一部を改正する条例(平成11年長野県条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成15年3月31日」を「平成14年12月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中長野県県税条例第91条第2

項の改正規定及び附則第11条の2を改め、同条の次に1条を加える改正規定並びに次項の規定は、平成15年1月1日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

- 2 第1条の規定による改正後の長野県県税条例(次項において「新条例」という。)附則第11条の2の2の規定は、所得割の納税義務者が平成15年1月1日以後に行う租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成13年法律第134号)第1条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条の11第1項に規定する上場株式等の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡に係る個人の県民税について適用する。

(不動産取得税に関する規定の適用)

- 3 新条例第40条の9第4項及び第5項の規定は、平成14年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

税 務 課

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例をここに公布する。

平成14年7月11日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第33号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、県の機関が保有する本人確認情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)の保護に関する県の責務を明らかにするとともに、法の規定に基づく本人確認情報の処理及び利用等に関し必要な事項を定め、もって個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止等の本人確認情報の適切な管理に関する施策、本人確認情報の不適正な利用等への対処に関する施策その他本人確認情報の保護に関して必要な施策を実施するものとする。

(知事の講ずべき措置等)

第3条 知事は、本人確認情報の保護に関し、本人確認情報の管理体制に係る事項、本人確認情報への不正アクセス行為の防止に係る事項、本人確認情報の電子計算機処理等に用いる機器に障害が発生した場合、本人確認情報に係る不正行為が確認された場合等緊急時の対応に係る事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 知事は、本人確認情報が漏えいし、滅失し、若しくはき損したとき若しくはこれらのおそれがあると認めるとき又は県の機関において本人確認情報が適正に利用され、若しくは提供されていないと認めるときは、法第30条の10第1項に規定する指定情報処理機関(次項において「指定情報処理機関」という。)及び市町村との連携と協力の下に、関係者からの報告の徴収、調査等本人確認情報の保護に関し必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、法第30条の33第1項に規定する受領者(県の機関を除く。以下この項において「受領者」という。)が法第30条の34の規定に違反して本人確認情報を目的外に利用し、又は提供していると認めるときは、指定情報処理機関に対し、受領者からの報告の徴収、受領者への措置の要請等法第30条の10第1項に規定する本人確認情報処理事務の適正な実施のために必要な措置を講ずべきことを指示するとともに、講じた措置について報告を求めるものとする。

4 知事は、第2項に規定する措置を講じ、又は前項に規定する指示等をしたときは、長野県本人確認情報保護審議会に報告し、その審議を経て、その内容を公表するものとする。

(長野県本人確認情報保護審議会)

第4条 法第30条の9第1項の規定による本人確認情報の保護に関する審議会として、長野県本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第5条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、個人情報保護又は情報通信技術の利用に関し識見を有する者及び関係市町村等の職員のうちから知事が委嘱する。

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

第8条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認められる場合を除き、公開とする。

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第10条 第4条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(自己の本人確認情報の開示等)

第11条 法第30条の37第1項の規定により自己に係る本人確認情報の開示を請求する者は、自己が当該請求に係る本人確認情報の本人であることを明らかにするために必要な書類で知事が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 法第30条の37第2項の規定による開示は、同条第1項の開示の請求を受理した日から起算して10日以内に行うものとする。

3 知事は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示をすることができないときは、同項に規定する期間内に、同項の開示の請求をした者に対し、同項の期間内に開示をすることができない理由及び開示の期限を書面により通知するものとする。

4 法第30条の37第2項の規定により書面による本人確認情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において知事が定める費用を負担するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、法第30条の37の規定による本人確認情報の開示及び法第30条の40の規定による本人確認情報の訂正に関し必要な事項は、知事が定める。

(補則)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(罰則)

第13条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年8月5日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2中 「自治紛争処理委員」 を 「自治紛争処理委員
本人確認情報保護審議会の委員」

に改める。

市 町 村 課

住民基本台帳法に基づく情報提供手数料の額に関する条例をここに
公布する。

平成14年7月11日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第34号

住民基本台帳法に基づく情報提供手数料の額に関する条例

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の10第4項に規定する情報提供手数料の額は、同条第1項に規定する指定情報処理機関（以下「指定情報処理機関」という。）が行う同法第30条の7第3項の規定による本人確認情報の提供に要する費用を当該本人確認情報の提供が見込まれる件数で除して得た額を基礎として、指定情報処理機関が定めるものとする。

附 則

この条例は、平成14年8月5日から施行する。

市 町 村 課

林業改良指導員資格試験条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年7月11日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第35号

林業改良指導員資格試験条例の一部を改正する条例

林業改良指導員資格試験条例（昭和32年長野県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「次号」を「以下この号から第3号まで」に、「除く。）」を「除く。）若しくは森林法施行令に基き農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定（昭和33年農林省告示第125号）による農林水産大臣が指定する教育機関（当該教育機関に複数の学科等が置かれている場合にあつては、それぞれの学科等。次号及び第3号において「指定教育機関」という。）のうち、林業改良指導員の養成を目的とし、短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を入学資格とする修業年限が2年以上であるもの」に改め、同条第2号中「短期大学又は森林法施行令に基き農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定（昭和33年農林省告示第125号）による農林水産大臣が指定する教育機関」を「指定教育機関のうち、短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を入学資格とするもの（前号に規定するものを除く。）」に、「卒業後」を「当該指定教育機関の修業年限と卒業後」に、「が2年」を「との合計期間が2年」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「前号のア」を「第2号のア」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 短期大学又は指定教育機関（前2号に規定するものを除く。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、前号のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

林業振興課

長野県営林道事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年7月11日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第36号

長野県営林道事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例

長野県営林道事業費分担金徴収条例（昭和29年長野県条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、平成12年度」を「、平成14年度」に、「林道開設事業の普通林道」を「森林管理道開設の事業」に、「林道開設事業に」を「森林管理道開設の事業に」に

改め、同項の表中

平成12年度	事業費の100分の50
平成13年度	事業費の100分の51
平成14年度	事業費の100分の52

を

平成14年度

事業費の100分の52

に改める。

別表を次のように改める。

(別表)(第2条関係)

左 欄	右 欄
森林環境保全整備事業 森林管理道開設（過疎地域、振興山村地域） "（上記以外の地域）	事業費の100分の50 事業費の100分の55
森林居住環境整備事業 森林基幹道開設 森林管理道開設（過疎地域、振興山村地域） "（上記以外の地域）	事業費の100分の35 事業費の100分の50 事業費の100分の55
農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業 峰越連絡林道開設（幹線林道） "（その他の林道）	事業費の100分の34 事業費の100分の50

(注) 「過疎地域」とは過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定により公示された地域を、「振興山村地域」とは山村振興法第7条第4項の規定により公示された区域をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

林業振興課

警察官等の被服の支給及び装備品貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年7月11日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第37号

警察官等の被服の支給及び装備品貸与に関する条例の一部を改正する条例
警察官等の被服の支給及び装備品貸与に関する条例（昭和29年長野県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中 「 手 帳 1 」 を

「 識別章 警察手帳 男性は3、女性は4 1 」 に改め、同条第2項の表中

「 交通巡視員手帳 1 」 を

「 識別章 警察手帳 男性は3、女性は4 1 」 に改める。

附 則

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

警 務 課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年7月11日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第38号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第19号を次のように改める。

(19) 法第108条の2第2項の規定による講習

任意講習手数料 別表第4の9の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同9の右欄に定める額

別表第4の8中「で定める」を「(平成6年国家公安委員会規則第4号)で定める」に改め、同8の次に次のように加える。

9 任意講習手数料

区 分		金 額
(1) 道路交通法施行令第37条の6第2号に規定する講習		1,700円
(2) 道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する講習	ア 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかの確認を受け、当該影響がないと認められた者に対して行うもの	1,400円
	イ ア以外のもの	6,150円
(3) 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行うための講習		2,750円

附 則

この条例は、平成14年8月1日から施行する。

免 許 課

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年7月11日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第39号

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

政務調査費の交付に関する条例（平成13年長野県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第12項及び第13項」を「第100条第13項及び第14項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

総 務 課

本号で公布された条例のあらまし

◇任期付職員の採用等に関する条例（条例第31号）

- 1 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の制定に伴い、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めました。
- 2 この条例は、規則で定める日から施行します。

◇長野県県税条例等の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 地方税法の一部改正に伴い、次のように改正するほか所要の改正をしました。
 - (1) 個人の県民税
 - ア 平成15年1月1日以後に上場株式等の譲渡をした場合における当該上場株式等に係る譲渡所得等については、100分の1.6の税率により課税することとしました。
 - イ 平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に、所有期間が1年を超える上場株式等の譲渡をした場合における当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等については、100分の1の税率により課税することとしました。
 - (2) 不動産取得税
都市再開発法の一部改正により民間会社が市街地再開発事業を施行することができるようになったことに伴い、当該会社が事業の施行に伴い取得する不動産について、市街地再開発組合が事業を施行する場合と同様に納税の義務を免除することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。ただし、個人の県民税に係る改正は、平成15年1月1日から施行します。

◇住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例（条例第33号）

- 1 住民基本台帳法の一部改正により住民基本台帳の全国的なネットワークシステムが構築され、住民票記載事項の一部である本人確認情報が電気通信回線を通じて市町村、都道府県及び指定情報処理機関の間で送受信されること等に伴い、本人確認情報の保護に関する審議会を設けるほか、本人確認情報の保護に関し必要な事項を定めました。
- 2 この条例は、平成14年8月5日から施行します。

◇住民基本台帳法に基づく情報提供手数料の額に関する条例(条例第34号)

- 1 住民基本台帳法の一部改正に伴い、都道府県知事の委任を受けて指定情報処理機関が行う国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料の額の算定方法を定めました。
 - 2 この条例は、平成14年8月5日から施行します。
-

◇林業改良指導員資格試験条例の一部を改正する条例(条例第35号)

- 1 農林水産大臣が指定する教育機関において、短期大学卒業程度の学力を有する者を入学資格とする教育課程が設置されたことに伴い、受験資格を改めました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇長野県営林道事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例(条例第36号)

- 1 県営林道事業に係る国庫補助制度の見直しが行われたことに伴い、事業の名称等を改めました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇警察官等の被服の支給及び装備品貸与に関する条例の一部を改正する条例(条例第37号)

- 1 警察法施行令の一部改正に伴い、警察官等に貸与する装備品に識別章を追加するとともに、警察手帳の形状の変更等に合わせてその名称を改めることとしました。
 - 2 この条例は、平成14年10月1日から施行します。
-

◇長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第38号)

- 1 道路交通法の一部改正により70歳以上の者が免許証の更新時に受講する任意講習が新設されたことに伴い、手数料の額を定めました。
 - 2 この条例は、平成14年8月1日から施行します。
-

◇政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。